

# 川崎市健康福祉局所管 社会福祉法人の指導監査の実施状況等について

## 1 指導監査実施状況

### (1) 所管する社会福祉法人の推移

川崎市健康福祉局が所管する指導監査の対象となる社会福祉法人は、令和7年4月1日現在で43法人となっています。健康福祉局所管法人数としては、平成23年度に法人の所管が市民・子ども局子ども本部（現在の子ども未来局）に一部移管され、減少したものの、それ以降は増加傾向でした。

令和2年4月に川崎市社会福祉協議会が7区の各区社会福祉協議会を吸収合併したため7法人減少しましたが、同年7月に新たに1法人設立となり現在に至っています。

なお、法人指導監査実施状況が令和3年度に減少し、令和4年度に増加した理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和3年度実施予定の指導監査を一部令和4年度に延期したためとなります。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
所管法人数	42	43	46	47	48	49	49	49	49	42	43	43	43	43
実地監査	24	19	28	24	24	26	14	17	19	14	7	21	14	11
自主点検	18	24	18	23	24	23	35	32	30	28	36	22	29	32

子ども未来局に一部移管

市社会福祉協議会が7区の社会福祉協議会を吸収合併

### (2) 指導監査の方法

社会福祉法人の指導監査は、関係法令や関係通知に基づき、毎年度作成する指導監査の重点事項、指導監査基準、年間実施計画等に従い実施しています。

指導監査は書類審査や関係職員のヒアリング等を中心に行い、改善すべき事項等がある場合は、当該事項に関する改善報告書の提出を求めるなど、適正な法人運営と社会福祉事業の経営が確保できるよう努めています。

平成29年度以降、社会福祉法等（以下「法」という。）の改正に伴い、前年度の指導監査において特に問題がないと認められる法人（新設法人は除く）については、その実施を3年に1回とすることとなりました（特定社会福祉法人において、法人運営等に特に大きな問題が見受けられない場合は5年に1回、公認会計士・監査法人・税理士等による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が作成する報告書が提出された場合は4年に1回）。

指導監査を行わない法人においては、これまでと同様に法人自らが自主点検を実施することになりますが、会計面や運営面において問題が生じた場合などは随時監査を行うことにしています。

### (3) 直近5年間における指導監査の実施状況

	指導監査 対象法人	実地指導 監査	集団指導 講習	自主点検	文書指示	口頭指示
令和6年度	43	11	動画配信	32	64	24
令和5年度	43	14	動画配信	29	56	55
令和4年度	43	21	動画配信	22	19	101
令和3年度	43	7	動画配信	36	2	21
令和2年度	42	14	動画配信	28	9	52

### (4) 令和6年度の実施状況

令和6年度の一般指導監査については、11法人を対象とし、9月から1月に行いました。なお、一般指導監査の内訳は、年間実施計画に基づく監査が10法人、運営面及び会計面で問題が発生したことにより随時で実施した監査が1法人となります。

令和6年度の監査結果については、国のガイドラインの指摘基準に基づき分類した結果、「経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない」、「会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている」といった指示事項が多くなっています。

また、「理事会の決議を要する事項について決議が行われていない」という指示事項も多く、昨年度に引き続き重要な決議が諮られていないことが散見されました。

(次頁「令和6年度 一般指導監査指示事項」参照)

#### ①令和6年度 指示事項の概要

- 文書指示事項(※1)のある法人・・・・・・・・・・11法人(64事例)
  - 口頭指示事項(※2)のある法人・・・・・・・・・・9法人(24事例)
  - 文書指示事項及び口頭指示事項のいずれもある法人・・9法人
- ※1 文書指示事項とは、文書により改善報告を要する指摘
- ※2 口頭指示事項とは、文書による報告を要しない軽微な指摘

●令和6年度 一般指導監査指示事項（ガイドラインのうち指摘事項のみ）

指示事項	指示件数		内訳	
	件数	割合	文書指示	口頭指示
<b>I 法人運営</b>	<b>36</b>	<b>40.9%</b>	<b>21</b>	<b>15</b>
<b>1 定款</b>	<b>3</b>	<b>(3.4%)</b>	<b>0</b>	<b>3</b>
・定款に必要な記載事項が記載されていない、又は定款に記載された内容と事実が異なる。	3		0	3
<b>2 内部管理体制</b>	<b>2</b>	<b>(2.3%)</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
・特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されていない。	2		2	0
<b>2 評議員・評議員会</b>	<b>7</b>	<b>(8.0%)</b>	<b>4</b>	<b>3</b>
(1) 評議員の選任				
・法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない。	1		1	0
・評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと又は暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて、法人において確認がされていない。			1	0
・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。	2		2	0
(2) 評議員会の招集・運営				
・議事録に必要な事項が記載されていない又は不十分である。	2		0	2
・定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規程による署名又は記名押印がなされていない。	1		0	1
<b>4 理事</b>	<b>6</b>	<b>(6.8%)</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
(1) 定数				
・定款で定めた員数が選任されていない。	1		0	1
(2) 選任及び解任				
・理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。	1		0	1
(3) 適格性				
・理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない。	3		2	1
・欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる役員がいる。	1		1	0
<b>5 監事</b>	<b>4</b>	<b>(4.5%)</b>	<b>3</b>	<b>1</b>
(1) 選任及び解任				
・監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。	1		0	1
・監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない。	1		1	0
(1) 職務・義務				
・理事会に2回以上連続して欠席した監事がある（やむを得ない事情がある場合を除く）。	2		2	0
<b>6 理事会</b>	<b>11</b>	<b>(12.5%)</b>	<b>6</b>	<b>5</b>
(1) 審議状況				
・理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。	1		0	1
・理事会の決議が、法令及び定款に定めるところにより行われていない。	1		0	1
・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。	5		3	2
・理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない。	1		1	0
・理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。	3		2	1
<b>7 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬</b>	<b>3</b>	<b>(3.4%)</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
(1) 報酬				
・評議員の報酬等の額が定款で定められていない。	1		1	0
(2) 報酬の支給				
・支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。	1		1	0
(3) 報酬等の総額の公表				
・役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していない。	1		1	0
<b>II 事業</b>	<b>0</b>	<b>0.0%</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 管理</b>	<b>52</b>	<b>59.1%</b>	<b>43</b>	<b>9</b>
<b>1 資産管理</b>	<b>1</b>	<b>(1.1%)</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
(1) 基本財産				
・基本財産である不動産の登記が適正になされていない。	1		0	1
<b>2 会計管理</b>	<b>43</b>	<b>(48.9%)</b>	<b>39</b>	<b>4</b>
(1) 規程・体制				
・経理規程の内容が法令又は通知に反する。	1		1	0
・経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。	13		12	1
(2) 会計処理				
・設けるべきサービス区分が設けられていない。	1		1	0
・会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている。	14		14	0
・計算書類が法令に基づき適正に作成されていない。	1		1	0
・減価償却を行わなければならない有形固定資産及び無形固定資産について、減価償却が行われていない。	1		1	0
・国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理が会計基準に則り行われていない。	1		1	0
・積立金と同額の積立資産が計上されていない。	1		1	0
(3) 会計帳簿				
・会計帳簿は適正に整備されていない。	1		0	1
(4) 附属明細書				
・注記が法令に基づき適正に作成されていない。	1		0	1
・注記事項について計算書類の金額と一致していない。	1		1	0
・把握された注記すべき事項が注記されていない。	2		2	0
・附属明細書が法令に基づき適正に作成されていない。	4		3	1
・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。	1		1	0
<b>3 その他</b>	<b>8</b>	<b>(9.1%)</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
(1) その他				
・変更登記が行われている又は手続き中であるが、期限を過ぎている。	4		0	4
・契約等が適正に行われていない。	3		3	0
・指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの。	1		1	0
<b>合 計</b>	<b>88</b>	<b>100%</b>	<b>64</b>	<b>24</b>

- ②令和6年度 文書指示及び口頭指示とした主な事例  
上記指示事項の中から、主な事例について一部紹介します。

#### <文書指示事項>

- 経理規程やその細則に定めるところにより事務処理が行われていない事例
  - ・現金管理について、経理規程で定める日数以内に入金されていない
  - ・現金残高の確認について、経理規程の規定どおりに行っていない
- 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている事例
  - ・物価高騰に関する助成金が「補助金事業収益（公費）」に計上されていない
- 附属明細書が法令に基づき適正に作成されていない事例
  - ・法人全体で作成すべき附属明細書が法人全体で作成されていない
  - ・計算書類と整合していない
- 契約等が適正に行われていない事例
  - ・契約書に収入印紙が貼付されていない

#### <口頭指示事項>

- 定款に記載された内容と事実が異なる事例
  - ・定款の基本財産の記載と登記簿の記載が一致していない
- 議事録に必要事項が記載されていない又は不十分である事例
  - ・評議員会の議事録に作成者や記載日の記載がない
- 理事会の決議を要する事項について決議が行われていない事例
  - ・決算理事会の資料において、附属明細書の添付がない
- 変更登記が行われているが、期限を過ぎている事例
  - ・資産総額の変更登記が6月末までに行われていない
  - ・理事長の変更登記が、変更が生じたときから2週間以内に行われていない

#### (5) 今後の課題について

令和6年度の実地監査においては、会計面や運営面で問題が発生した法人の事案を踏まえ、不適切な会計処理等について、法人による適切な改善が促せるよう、文書指摘を多く行っております。

また、令和6年度の監査等に係る検証報告書では、指導監査ガイドラインに対する認識不足など、本市の監査における課題が明らかとなりました。今後は、国のガイドライン指摘事項を基本としながらも、それだけに囚われず、実地監査等において、法人との対話や議論を行い、必要に応じた様々な観点から確認を行うことで、法人の全体的な運営や経営実態を把握し、法人に適切な助言等ができる監査の実施となるよう取り組んでまいります。

## 2 コンプライアンス（法令順守）の徹底について

令和6年度の指導監査では、理事会の決議を要する事項について決議が行われていない事例や、理事会または評議員会を連続して欠席する役員・評議員がいる事例など、理事会・評議員会の形骸化に繋がりがねない事例が散見されました。また、会計基準に基づかない不適切な会計処理の事例等も確認されています。

法令違反により、法人運営に重大な支障を来すことになり、結果としてサービスを受ける利用者が多大な不利益を被ることにもつながります。

各法人におかれましては、遵守すべき法令や定款及び各種規程についての研修、違反行為発見時の処罰などを明示するコンプライアンスマニュアルの作成、また、職場内における情報共有や意見交換が行いやすい環境づくり等について検証いただき、従業員教育や法人ガバナンスを徹底し、適切な法人の管理・運営に努めていただくようお願いいたします。